

第1回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月24日(金) 午後13時50分～午後14時30分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 西村 恒男 2番 矢頭 恵造 3番 藤本 賢治 4番 原 泉
5番 欠 席 6番 平山 正幸 7番 斧田 孝久 8番 小俣 好三
9番 小宮 広督 10番 久嶋 昇 11番 安藤 睦美 12番 小俣 英二
13番 三枝 正幹 14番 庄司 有紀

欠席者 5番 山田 政文委員

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

議案第2号 農地法4条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

議案第3号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

議案第4号 非農地証明交付申請に対し承認を求める件

日程第3 報告第1号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 岩村 知哉 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いのようなので、始めたいと思います。互礼
を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

それでは只今より、令和7年第1回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会長 大分遅くなりましたけども、新年おめでとうございます。

本年もよろしく申し上げます。

暮れから今月にかけて農林業センサスなどで忙しい日を送られたと思いますけど、もう一寸の間の2月の中旬でしたね、確か締め切りになっていますのでよろしく申し上げます。

それから、暮れの事なのですが、今年の冬はうちの方でお猿様が暴れだしちゃって、何だか知らないですけど餌が欲しくって、電気柵をしてあるのですが、その電気柵の中にまた電気柵をしてそこに大根を作っていたのですが、大根を収穫後に残ったやつを全部、電気柵の中に入って全部猿に食べられてしまいました。

それで、近所で電気柵をしといて、その中に猿が入っていたので5連発の花火だと言っていたのですが、市川大門の方から買ってきた一寸大きめな花火を打ったのだそうです。

そして猿は逃げたみたいですが、不発弾なのかは知れないのですがポトンと畑に落ちて、本人は帰ってしまったら、そこから枯れ草が燃えて火事になり始めて、それで大急ぎで戻って来て足で踏んづけたりして、近くの家の方が消火に当たったと言う事を聞いていました。

みんな火事になると直ぐ水をかけたがるのですが、一番効果的なのは消火器ですね、消火器はバケツ10杯分位の効果が有ります。

水をかけるという事は、火を冷やして消すという事ですね、消火器の粉は燃えて炭酸に成って二酸化炭素かな、それで酸欠にして消すという方法らしいです。

だから、冷やして消すか酸素を奪って消すかと言う事になります。

あと、西原に山火事後、山の調査が有ったので行って来ました。

そしたら、山の中腹から火が出て、寺から500m位の所で、そこは誰も行かない所で、消防団が夜警をしていたら杉山の中が燃えていたと、それで火事が分かったと、それであと自衛隊にお願いして大きなヘリコプターが来て消してもらったという事を言っていました。

今日も案件が幾つか有りますので、どうぞよろしく申し上げます。

事務局

続きまして、開会宣告、会長申し上げます。

会長

本日は、5番山田政文委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第

27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。

なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

9 番、小宮 広督委員、13 番、三枝 正幹委員を指名致します。

日程第 2 議案第 1 号

議長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。

申請番号 1、議案書の 1 ページ、2 ページの地図と 3 ページの写真をご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇・〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、国道〇〇〇号、〇〇〇〇南隣になります。

申請理由は、譲渡人は亡母から申請地を持分 1/2 ずつの相続を受けましたが、譲渡人 2 名は県外に住んでおり管理が難しい事から、申請地の道反対に住む譲受人に贈与するものであります。

以前から譲受人は本件土地を管理しており、花類の栽培を行っております。

取得後も現在の状態を踏襲する予定でございます。

以上ですけど、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の安藤睦美委員をお願いします。

安藤委員 21日の火曜日に会長と事務局2人、私で現地を見てきました。
この2ページに有る土地、家が並んでいますね、これみんな〇〇番地なのですよ。

みんな同じ番地でこっちも〇〇〇番地〇でなんか分筆をしたじゃないかと思うのですが、こっちの家は全部、そこにある5軒位は全部〇〇〇番地ですごく不思議に私は思います。

それで、結構〇〇〇㎡ですか、すごく広い土地だけれども、行くと狭く見えるのだけれども、川への法面も入っているのだと思います。

大変綺麗に整備されていて、譲受人がずっと整備しているという事で何の問題も無いと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。
はい、原委員。

原委員 一寸お尋ねします。
譲渡し人の2人なのですが、〇〇さんと言うので苗字が同じなのですがどういう関係か分かりますか。

安藤委員 何か色々書類を見ると、お母さんが亡くなって1/2ずつ、なんか譲り受けたというような感じですか。
一寸その辺はよく分かりませんが、書類を見た限りではそんな感じですか。

議長 他に何かございますか。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第2号

議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第 2 号、農地法第 4 条の申請番号 1 について説明します。

議案書の 4 ページ、5 ページの地図と 6 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇・〇〇〇番、地目は畑で面積は合わせて〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇入り口から〇〇〇m先右側になります。

申請人は、現在妻と〇〇歳になる母親との〇人暮らしです。

当初、現在の自宅を解体して新たに住宅の新築を検討したようですが、母親が高齢であり足腰が悪い事から、引っ越しの片付け等が厳しく、半年程の借家生活は難しい事から敷地内の申請地を選定したようです。

申請地は、昨年農振除外申請をされ農振除外の許可済みであります。

以上、ご審議をお願いします。

議長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の斧田孝久委員をお願いします。

斧田委員

今週の火曜日に事務局と会長、私で現地を確認しました。

今も説明が有ったように、昨年申請しましてこの除外をしております。

今回色々話が進展しまして、いよいよここに住宅を建てると言うこんな事で、特に昨年ここは説明会の時に問題はないという事になっているので、よろしくお願い致します。

議長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長

続きまして、申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

事務局

農地法第 4 条の申請番号 2 について説明します。

議案書の 4 ページ、7 ページの地図と 8 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

申請人は、〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇西側になります。

申請人は、令和〇年〇月の総会において、現在住んでいる〇〇〇番〇と〇〇〇番〇を農地法第 5 条に基づく個人住宅の建設目的で申請をされております。

購入時既に住宅が建てられていたため、追認の申請になりますので始末書が提出され許可が出されております。

今回の申請地は、地図でわかりますとおり、市道と自宅の間の狭小地です。

本来であれば、令和〇年〇月の申請時に農地法 5 条許可申請をして宅地として転用をしたい処でしたが、当該地は農振に掛かっていたため農地法第 3 条の許可申請により購入しております。

申請地は、昨年農振除外申請をされ、農振除外の許可を受けての転用申請であります。

今回、農振除外許可が出るまで申請地を宅地の一部として使用しておりましたので、始末書が提出されておりますので読み上げます。

私、小高延勝は農地法に基づく許可が必要であるにも拘わらず、当該地を畑にするにも狭小であるため、宅地の一部として使用してしまい誠に申し訳ございませんでした。

今後は、農地法を遵守し二度とこのような事をしない事を誓います。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員は私になりますので、私から説明します。

西村委員

場所は大月市で一番古い建物と言われている、〇〇〇〇〇〇の隣になります。

面積は〇〇㎡で昨年の農振除外の申請をして、それがとりましたので今回の申請になりました。

特に奥さんが自分たちの元気な内に、この土地の事についての問題を解決しておきたいという事で、今回の申請が有りましたので、慎重な審議をよろしくをお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 3 号

議 長 続きまして議案第 3 号、農用法だい 5 条の規定による許可申請に対し
意見を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第 3 号、農地法第 5 条の申請番号 1 について説明します。
議案書の 9 ページ、10 ページの地図と 11 ページの写真を併せてご覧
下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇バス停から〇〇に向かい〇〇〇m程先になります。

11 ページの写真をご覧下さい。

申請人は、今回の申請地の右側の倉庫が立っている、〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇番を昨年譲渡人から贈与により取得されております。

今回は、昨年農振除外申請をされ、農振除外の許可を受けての倉庫への
入り口としての申請となります。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の安藤睦美委員をお願いします。

安藤委員 先程と同じ火曜日の日に行って参りました。

前にここは倉庫が有って、その申請も確か昨年だか有ったと思うので
すけど、そこの前の道路にそくした三角形のような土地を申請されたと
いう事で、今までもある程度使っているのだと思いますけど、申請出され
たのでよろしくをお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 4 号

議長 続きまして、議案第 4 号非農地証明申請に対し承認を求める件を上程
します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 非農地証明交付申請について説明します。

申請番号 1、議案書 12 ページ、13 ページの地図と 14 ページの写真を
併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇〇〇㎡です。

申請者は、〇〇〇〇です。

場所は、国道〇〇〇号〇〇入り口から北西になります。

写真を見て頂ければ分かりますとおり、50 年程以前から山林化したと
いう事です。

山間で進入は困難であるため、中腹の住宅地から現地確認を行いました。

また、以前は桑畑として利用されていたようです。

以上、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の安藤睦美委員をお願いします。

安藤委員 これも火曜日に行って参りました。

すごい急斜面で、ああいう感じの斜面です。

おそらく私が見る限りは杉が植わっているように思いました。

前は桑畑と言う説明があった訳ですけど、50 数年前あとはもう山で山
林なっている所です。

ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 続きまして、申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号 2、議案書 12 ページ、13 ページの地図と 15 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。

申請者は、〇〇〇〇です。

場所は、国道〇〇〇号〇〇入り口から北側になります。

こちらは、申請番号 1 より高い場所に位置します。

申請内容については申請番号 1 と同様でありますので割愛させていただきます。

以上、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の安藤睦美委員をお願いします。

安藤委員 先程と同じで、全く凄く急な斜面です。

登っていけないことはないのですが、違う所から見て山林になっているという確認をしました。よろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

矢頭委員 どちらも山の中に有るようですが、これが農地になっていたと言う事ですね。

そこへ行くまでにはほかにも農地って有るのでしょうか。

事務局 農地は有りますが、そこまでは確認をしておりません。

矢頭委員 今回も農地から山林に変えると言うような事で、一応そういう申請は出して有るのでしょうか。

事務局 農業委員会ではなくて、産業観光課の方へ申請は提出して有るようです。

矢頭委員 結構そういう場所が多いのだよね。

これなんか見ても、ここにポツンと有るのだけれども、おそらくそこへ行く間に。

事務局 所有者の合意を頂いてからだと思います。

平山委員 農業委員会の事務局の方では、毎年定期的に非農地証明を事務局側で判断して送っていると思うのですが、多分笹子から始まってもう真木はやりましたよね、次はどこなのかそうやって進んで行けばやって欲しいから、計画的に多分やっていると思うので、そこら辺の予定は。

事務局 去年下和田をやりましたので、今年もまた確認をしながら出していきたいと思います。

平山委員 いずれにしてもそういう所は事務局側から、相手の申請が有る無しに関わらず定期的に継続してやっている。

議長 他に質疑有りませんか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

日程第3 報告事項

議長 日程第3、報告事項を議題と致します。

報告第1号について、事務局に報告を求めます。

事務局 報告1号について報告します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、申請者は〇〇〇〇、令和〇年〇〇月〇〇日の許可で個人住宅です。

現地を確認し、転用証明書を発行しました。

以上、報告致します。

議長 ただ今の報告について、質疑のある方はございますか。

質疑が無いようですから、承認頂いたものと致します。

日程第4 その他

議長 日程第4、その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですから、事務局からございますか。

條々主事 産業観光課の方から、昨年から農業委員会・農業委員の皆様からご協力を頂きながら作成をしている地域計画についての報告をさせていただきます。

国・県の指導の中で、令和5年度中に最低1部以上地域計画を策定す

が共有されているので、全て基本的には自分の農地は自分でやる、難しい場合は親族や周辺で助け合いながら農地を保全して行くというような規約になっております。

一応こちらの2件について、地域の方々と協議をして出す予定であり、今後公告等を済ませて正式に地域計画を策定と言う形を考えております。

については国・県の指導で農業委員さんのご意見等あれば頂戴をしないよと言う事になっておりますので、皆様のご意見等有りましたら是非頂ければと思っております。

議長 何かご意見が有る方はいらっしゃいます。原委員。

原委員 笹子の方について一寸伺いたいのですが、一応耕作者はいないというように、何を作るかと言う事でシャインマスカットを作るという決定がなされている。これは本決定ですか。

条々主事 一応本決定と言うよりは、株式会社〇〇〇〇〇〇〇で管理をするという中で、〇〇〇〇〇〇〇からは利用権設定についての説明をさせて貰って一応地権者さんからは了承を頂いているという処です。

あとは市が〇〇〇〇〇〇〇から話して貰えれば、利用権については来月の農業委員会にかける予定でおります。

原委員 シャインマスカットに絞った狙いは、シャインマスカットに決定した経緯は説明できますか。

条々主事 シャインマスカットに関しましては、以前からの公衆作物と言う事も有りまして、農業者には人気が高い作物の中で〇〇〇〇〇〇〇としてはそれに着目をしていたという所であります。

なお、また大月市としましてもふるさと納税の返礼品として特に猿橋の〇〇地区なんかでシャインマスカットの農家が増えているという事が有り、市としてこれから推進をして行く作物と言う事で、担当としては考えている中で〇〇〇〇〇〇〇もそれに是非協力をしたいと言う処で、シャインマスカットになったという話の経緯になっております。

議長 他に有りますか、何方か。

無いようですから、次に移りたいと思います。

事務局から有りますか。

岩村課長

産業観光課の岩村です。

先月の農業委員会で、農業委員会では何時も農地の貸借・農地の売買・農地転用等皆様に色々と意見を頂いておるのですが、貸し借りの金額の提示について多数のご質問を頂いた処で、都留市や上野原市の農業委員会に一寸確認を致しました処、やはり先月事務局の方でご回答したとおり、貸し借りの金額と言うのは貸し手と借り手の話と言う事で、農業委員会の公の所では金額の提示はしていないと言う処で、個人情報の保護と言う処からも、金額の提示はしてないという回答を都留市と上野原市から頂いております。

金額を提示しなければ、大月市内良くあるようなその農地に掛かる年間の固定資産税相当額で貸し借りしているようです。

金額を言わないで、そういう固定資産税相当額で貸し借りしているようですという事での発言は良いそうですが、明確な金額の提示と言うのは個人情報と言う処で、それは当然都留も上野原も提示していないという回答を頂きました。以上です。

議長

それでは、大月市農業委員会と致しましても、金額の提示はしないという事でよろしいでしょうか。

どうしても知りたいという方は、事務局の方に訪ねて頂いて守秘義務を守って頂きたいと思えます。

平山委員

実際の賃貸の金額と言うのは、個人情報に当たると思いますが、山梨県では山梨県東部は標準がこの位だと、これは金額の提示がされていると思えますね。それは公示が出来る訳ですね。

岩村課長

今よくテレビ等で、地価公示価格で、これは国土交通省が土地の取引の適正かどうかと言う一つの基準とするために、こう言うのは公表しています。

大月市の場合、他の市町村も固定資産の評価額、地目宅地・農地・山林色々有るのですが、やはり隣の甲州市・上野原市で、梁川で急に大月がこんなに高くなると県内全域に均衡的に不動産鑑定士が評価しているのですが、その評価額と言うのが、あくまでも固定資産税の課税のための基準額と言う処で、そのいくら基準の価格と言っても、固定資産税の基準

額と言う処であまり農業委員会等でも価格を公の場で言うのは良くないのじゃないかと言うのは、そんな話も都留市もしております。

平山委員 一寸勘違いしていると思うのですが、私が言っているのは公示してよろしいよと言う、今、農業委員会に行けば農業委員会の所にプリントが貼って有るのですが、それは公表出来るのですよ。

そういうものは農業委員に提示しても良いと思います。

事務局 今、私が持っているのが令和5年8月1日に出しているものなのですが、こちらもし良ければ帰りにコピーをして持ち帰って頂ければと思います。

原委員 前回議論になったその話の内容はですね、良く考えて頂ければ分かると思いますけど、本当にその数字を言うのではなくて、これ位の間の金額だよと言う考え方で提示して貰えばそれで良い事じゃあないかと私は思っているのですが、何千何百何十何円なんていう細かいところまで出す必要はなくて、大体この位の間ですと言う事で良いのではないかと思いますのですが、どうですか。

議長 逆に原委員、その金額を聞いてどのように利用するのですか。

原委員 データと言う事で。

議長 何のデータですか。

原委員 私共が頭に入れておくデータです。

それを使ってどうのこうのと言う事ではなくて、例えば私の〇〇で予定の土地が動いた時に。

議長 だから、事務局に訪ねて頂いて、原委員が記憶して頂ければよろしい事だと思いますので、全員と言う事ではなくて。よろしいですか。

原委員 ここで話している事は、全部守秘義務の必要な事の中で話し合っている訳ですから、それ位は皆さん分かっていると思うのですよ、そんなにこれは絶対言えない事、そんなことではなくて守秘義務の中で話し合いをしている訳ですから、当然外へ漏らす事は禁なのですよね。

議長 農業委員を大分やっていますが、金額が必要な場合と言うのは全くなかったですね、その土地が幾らって言うのは。

だから、どのように利用するのかと言うのが一寸疑問なのですが。

我々は不動産屋では有りませんので。

よろしいでしょうか。

原 委員 不動産屋にだってなれるのですよ、私なんかは、そんな事を言われる筋は無いですよ。

議 長 不動産取引業者では有りませんので。

原 委員 そういう勘違いをして、話が出来ないですよ。

議 長 他に事務局有りませんか。

事 務 局 この後ですね、農業委員会だよりの委員さんは一寸時間を頂いて、一寸打ち合わせをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 他にないようですから、以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 ご苦勞様でした。

以上を持ちまして、令和7年第1回大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和7年1月24日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和7年

第1回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会